

JCHO大阪病院地域医療連携ネットワークシステム

(大阪病院ネット) 利用者規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、JCHO大阪病院医療情報管理運営委員会（以下「委員会」という。）が設置する地域医療連携ネットワークシステム（以下「大阪病院ネット」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

(利用者)

第2条

利用者とは、利用申請書（別添様式1-1）を提出し、JCHO大阪病院（以下「当院」という。）にて承認された大阪病院ネット利用施設の関係者であり、かつこの規程に定めるID、パスワード等の登録を完了した大阪病院ネット参加者のことをいう。

(利用者の責務)

第3条

利用者が大阪病院ネットを利用するに当たっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号）を遵守しなければならない。

第3条-2

利用者は、大阪病院ネットの安全かつ適正な利用に努めるとともに、大阪病院ネットを通じて入手した診療情報について、診療及び説明目的での利用・閲覧を除き、複製若しくは公開又は他人に提供してはならない。

第3条-3

大阪病院ネット上の情報の取扱については、委員会が別に細則を定めるものとする。

第3条-4

利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該医療機関職員等含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。

第3条-5

利用者は、大阪病院ネットに接続する端末には、セキュリティ対策のため、ウイルス対策ソフト（製品は問わない）を導入し、常に最新の状態に更新しなければならない。

第3条-6

利用者が使用を終了する場合は、所定の申請書を事務局に提出しなければならない。そ

の際、事務局は遅延なく利用終了手続を行うこととする。

また、利用者の廃業等明らかに大阪病院ネットの利用を終了すべき事由があるにも関わらず当該利用者がその旨を届け出なかった場合は、事務局は文書又は口頭で事実確認及び届出の督促を行う。その後14日経っても当該利用者から何らの意思表示もない場合は、当該利用者の承諾を要することなく利用を停止する。

また、病院運営上の理由や外部環境の変化（法改正等）によって、当院にてシステムの運営終了を決定した場合、利用者に対して事前に通知を行う。

第3条 - 7

利用者は大阪病院ネットに異常を認めた時は、直ちに利用施設の管理責任者に報告しなければならない。

第2章 大阪病院ネットの利用

（利用者資格等）

第4条

大阪病院ネットを利用できる者は、第2条に定める利用者資格を持つ者のみとする。

第4条 - 2

大阪病院ネットを利用する者は、当院より提供する説明資料及びマニュアル類を十分に確認し、操作方法等を理解した上で利用を開始しなければならない。導入時のインストールや各種操作方法の不明点については、必要に応じて当院が十分な支援を行う。

第4条 - 3

ID、パスワード等の発行に係る事務手続きは、JCHO大阪病院地域医療支援センターにて受付・登録・発行を行うものとする。

第4条 - 4

大阪病院ネットの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じた場合は、直ちにその旨を当院に届け出なければならない。

第4条 - 5

前条に定める利用者の責務に関する違反や悪質な不正使用が明らかになった場合、又はネットワーク上の不適切な情報の取扱等による個人情報漏洩の恐れがあると認められる場合は、当該利用者への事前又は事後の通知なく、かつ当該利用者の承諾を要することなく即時利用を停止する。

第4条 - 6

利用者は、前項の措置に不服があるときは、当院に申立をすることができる。

（大阪病院ネットの利用形態）

第5条

大阪病院ネットの利用者は、ウイルス対策ソフトをインストールした端末を用い、認証を経た上で会員専用ページにアクセスし、あらかじめ当院のカルテ参照に関する同意書（以下「患者同意書」という。）（別添様式2-1）により同意を得た患者について、診

療情報の閲覧を行うこととする。

第5条 - 2

大阪病院ネットの接続環境については、次のとおりとする。

(1) 必須環境

- ・ OS : Windows 10 以上
- ・ Webブラウザ : Google Chrome 又は Microsoft Edge
- ・ メモリ : 4GB以上
- ・ PDFを参照できるソフトがあること

(2) 推奨環境

- ・ CPU : ノートPCについては、Core i5-7300U (2.60GHz(TB 3.5GHz)) 以上
デスクトップPCについては、Core i3-7100(3.90GHz)以上

- ・ 解像度 SXGA/WXGA動作保証

- ・ Adobe Acrobat Reader DC

- ・ 有線のインターネット回線

(3) サービスを利用する端末には、ウイルス対策ソフトがインストールされていること及び常に最新の状態に更新されていることを条件とする。

(利用できる機能)

第6条

大阪病院ネットで利用できる機能は、次のとおりとする。

(1) 地域連携ネットワークサーバを利用する診療情報の閲覧

- ・ 診療記録の閲覧
- ・ バイタル情報の閲覧
- ・ 処方歴の閲覧
- ・ 検査歴の閲覧
- ・ 放射線画像、生理検査画像、内視鏡検査画像の閲覧

(2) 診療予約、検査予約機能

(利用時間)

第7条

大阪病院ネットの利用は、原則として常時可能とする。

第7条 - 2

大阪病院ネットに関する問い合わせ窓口は、JCHO大阪病院地域医療支援センターとし、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。

第7条 - 3

保守点検等により必要がある場合は、利用者に対し事前に通知した上で運用を停止する。ただし、緊急に点検・修理が必要となった場合は、予告なく運用を停止することがで

きるものとする。

(機能等の変更)

第8条

大阪病院ネットの良好な運用の維持に必要と認められる場合は、ネットワークの機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

第8条 - 2

前項の規定により変更又は停止を行う場合は、利用者に事前に通知するものとする。ただし、緊急その他当院側で特に理由があると認める場合は、この限りではない。

(ID番号の管理等)

第9条

利用者は、ID番号及びパスワード(以下「ID番号等」という。)を適切に管理するとともに、当該ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

第9条 - 2

設定するパスワードは、下記の規定に従う。

【パスワード規程】

- ◆パスワード文字列を13文字以上とする
- ◆パスワード文字列に3種類以上の文字を使用する
<文字の種類>*次の4種類のうち3種類以上を含める
 - ・ 英大文字 (A、B、……、Z)
 - ・ 英小文字 (a、b、……、z)
 - ・ 数字 (0、1、……、9)
 - ・ 記号 (英数字以外の記号類。&、-等)
- ◆推定困難な文字列とする
- ◆パスワードの定期的な変更を強制しない

第9条 - 3

大阪病院ネット利用施設の長は、所属する利用者が本規程の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。

(利用料金)

第10条

大阪病院ネットの利用料金は、無料とする。

(大阪病院ネット利用施設の責務)

第11条

大阪病院ネット利用施設の管理責任者は、施設内における大阪病院ネットの安全かつ適正な利用を図り、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

第11条 - 2

大阪病院ネット利用施設の管理責任者は、大阪病院ネットに異常を認めた時は、直ちに当院に報告しなければならない。

(責任分界点)

第12条

大阪病院ネットに係る次の設備等については、当院の責任で管理を行うものとする。

- (1) 大阪病院ネットのサーバ (ハードウェア)
- (2) 大阪病院ネットのシステム (ソフトウェア)
- (3) システム管理者側の通信回線
- (4) 大阪病院ネットサーバ内及び通信中のデータ

第12条 - 2

次の設備等については、大阪病院ネット利用施設の責任で管理を行うこととする。

- (1) 接続機器 (参加機関に設置されているサーバ、端末等)
- (2) 大阪病院ネットを利用するためのソフトウェア (端末のOS、ブラウザ、ウイルス対策ソフトなど)
- (3) 利用施設側の通信回線
- (4) 大阪病院ネットにより入手したデータ

第12条 - 3

大阪病院ネット利用施設又は利用者による法令等の条項の違反、本規程及び細則に定める事項を遵守しなかったことにより医療情報の漏洩等が発生した場合、その責任は大阪病院ネット利用施設が負うこととする。

(勤務医を有する病院等における大阪病院ネットの利用)

第15条

病院等 (概ね3名以上の勤務医 (常勤・非常勤の別を問わない。) を有する施設をいう。) における大阪病院ネットの利用に際しては、本規程のほか、必要に応じて当該施設と当院の間で別途覚書を締結する可能性がある。

第15条 - 2

前項の当院との覚書を締結する者は、理事長もしくは院長等管理責任者とし、院内のセキュリティに関する事項を統括する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行